

# 認知症対応型通所介護サービス 重要事項説明書

当施設は、老人福祉法による特別養護老人ホームで、介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定を受けています。

(兵庫県指定第2873700245号)

当事業所は、老人福祉法による特別養護老人ホームに併設されている指定居宅サービスの中の認知症対応型通所介護事業所で、介護保険法による指定を受けています。

(佐用町指定第2893700019号)

当施設はご利用者に対し認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

## 1. 施設・事業所経営法人

- 1) 法人名 兵庫県社会福祉事業団
- 2) 法人所在地 神戸市西区曙町1070
- 3) 電話番号 078-929-5655  
FAX番号 078-929-5688
- 4) 代表者氏名 藪本訓弘
- 5) 設立年月日 昭和39年7月1日
- 6) インターネットアドレス番号 <http://www.hwc.or.jp/>

## 2. ご利用施設・事業所の概要

- 1) 建物の構造  
鉄筋コンクリート造 地上2階
- 2) 建物の延べ床面積 6,154㎡
- 3) 施設・事業所の事業  
事業の種類 兵庫県知事の事業者指定 利用定数  
指定介護老人福祉施設(ユニット型40床・従来型60床) 100名  
短期入所生活介護事業(介護予防事業含む) 10名  
認知症対応型通所介護事業 12名  
居宅介護支援事業  
障害者短期入所事業  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
- 4) 施設の周辺環境  
歴史的景観の豊かな宿場町であった佐用郡佐用町平福の地に平成11年3月新築移転した。佐用川の流れは清く、夏には蛍が飛び交う、自然豊かな地です。「星の都佐用」として親しまれています。

### 3. ご利用施設

(1) 事業の種類

認知症対応型通所介護事業  
平成18年7月1日指定

(2) 事業の目的

介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、認知症対応型通所介護サービスを提供します。

(3) 施設・事業所の名称

特別養護老人ホーム 朝陽ヶ丘荘  
併設 認知症対応型通所介護事業所

(4) 施設の所在地

〒679-5331  
兵庫県佐用郡佐用町平福138番地1  
交通機関  
智頭急行より徒歩10分  
\* 姫路から姫新線で佐用駅下車し、智頭急行に乗り換え、次の駅「平福」下車  
\* 姫路から山陽線「上郡駅」で下車、智頭急行の普通に乗り、「平福」で下車

(5) 電話番号及びFAX番号

TEL: 0790-83-2008  
FAX: 0790-83-2035

(6) 事業所管理者氏名

森下 美穂

(7) 当事業の運営方針

ご利用者の人権やその人らしさを尊重し、常にご利用者の立場に立った居宅サービスの提供につとめるとともに、ご利用者が有する個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指した運営をいたします。

(8) 開設年月日

平成18年 7月 1日 開設

(9) 利用定員 12名

(10) 施設・事業所が行っている業務

指定介護老人福祉施設  
併設 短期入所生活介護事業（介護予防事業含む）  
併設 認知症対応型通所介護事業  
居宅介護支援事業所  
障害者短期入所事業  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

(11) 通常の事業の実施地域  
佐用郡佐用町全域

(12) 営業日及び営業時間

認知症対応型通所介護事業

営業日 月曜日から金曜日（祝日は営業）

休業日 土曜日・日曜日

ただし、12月29日から翌年1月3日まで休業

受付時間 8時20分～17時20分

サービス提供時間 9時15分～16時30分

(13) 居室の概要

当事業所では以下の設備をご用意しています。

（特養と共用の部分を含んでいます。）

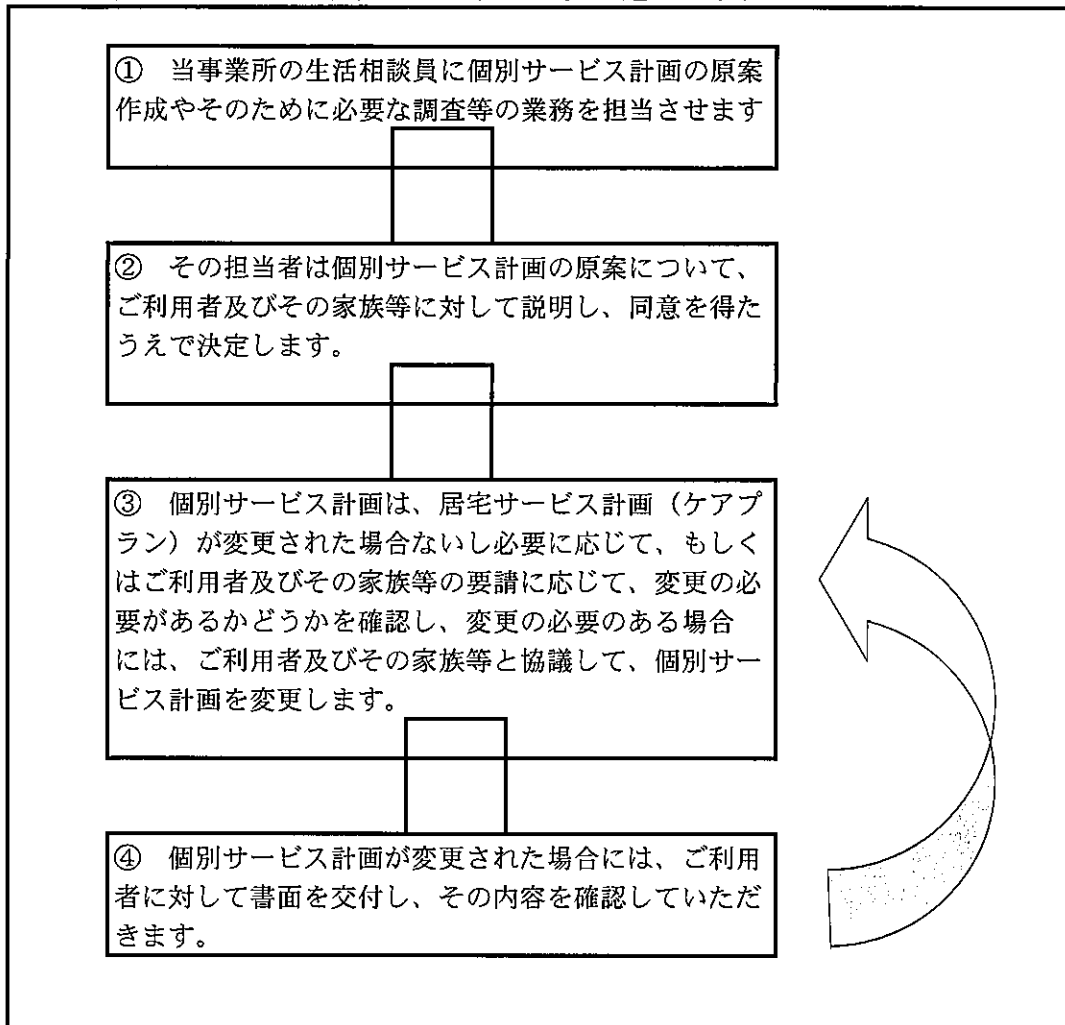
居室・設備の種類	面積	
食堂及び機能訓練室	52.67㎡	
静養室	19.62㎡	
相談室	14.4㎡	共用
浴室（個浴）※脱衣室含む	33.29㎡	
事務所	5.04㎡	

#### 4. 利用開始からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、利用開始後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画という。）に定めます。

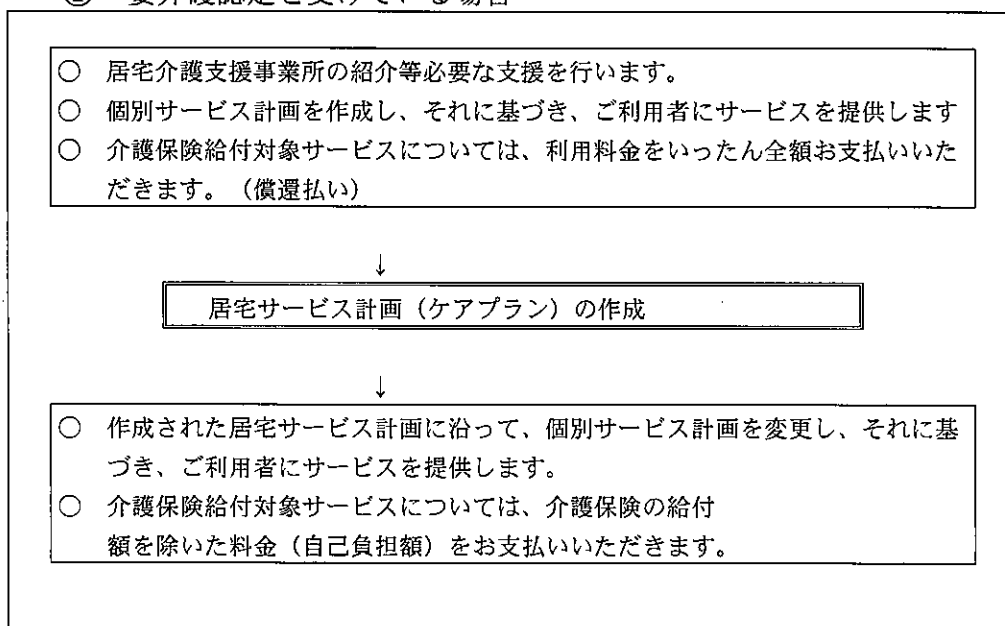
利用開始後、即座に具体的なサービスを提供しますが、正式な「個別サービス計画」策定に要する期間が必要なため、その間のサービス提供は、暫定的なものですから、速やかに正式な「個別サービス計画」を策定するよう努めます。

利用開始からサービス提供までの流れは次の通りです。

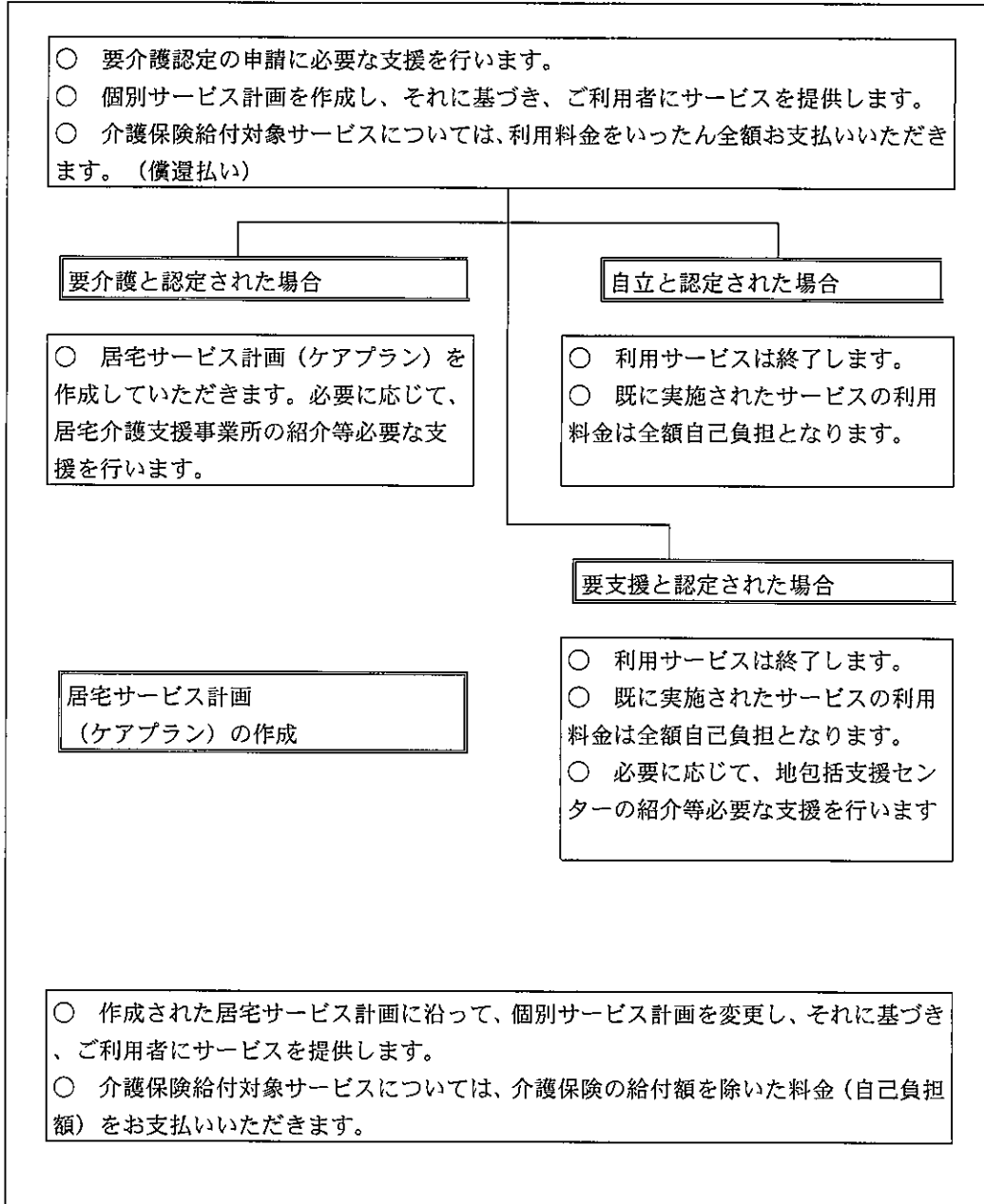


(2) ご利用に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	配置基準
1. 管理者	1 名	1 名
2. 生活相談員 (兼務)	2 名	1 名
3. 介護職員	2 名以上	2 名
4. 機能訓練指導員	1 名	1 名
5. 看護職員	1 名	1 名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	常勤
2. 生活相談員	常勤（兼務）
3. 介護職員	常勤
4. 機能訓練指導員	非常勤（兼務）
5. 看護職員	非常勤（兼務）

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

○ 認知症対応型通所介護サービス

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合があります。 |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が負担の割合によって介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を計画します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。但し、身体状況によっては、入浴を禁止する場合があります。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために、機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・バイタルチェックを行い健康に留意します。

⑥ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご利用者宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑦ 生活相談

- ・ご利用者の生活上の相談や介護相談をいたします。また認知症や認知症の周辺症状等についても神経内科の専門医と連携し、相談援助をいたします。

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と負担割合、利用時間に応じて異なります。）

サービス利用料金表

ア) 要介護度及び利用時間による利用料金

\* 1割負担の方

<8時間以上9時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	9,220円	10,200円	11,200円	12,210円	13,210円
2. うち、介護保険から給付される金額	8,298円	9,180円	10,080円	10,989円	11,889円
3. サービス利用に係る自己負担額	922円	1,020円	1,120円	1,221円	1,321円

<7時間以上8時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	8,940円	9,890円	10,860円	11,830円	12,780円
2. うち、介護保険から給付される金額	8,046円	8,901円	9,774円	10,647円	11,502円
3. サービス利用に係る自己負担額	894円	989円	1,086円	1,183円	1,278円

<6時間以上7時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7,900円	8,760円	9,600円	10,420円	11,270円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,110円	7,884円	8,640円	9,378円	10,143円
3. サービス利用に係る自己負担額	790円	876円	960円	1,042円	1,127円

<5時間以上6時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	7,710円	8,540円	9,360円	10,160円	10,990円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,939円	7,686円	8,424円	9,144円	9,891円
3. サービス利用に係る自己負担額	771円	854円	936円	1,016円	1,099円

<4時間以上5時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,150円	5,660円	6,180円	6,690円	7,200円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,635円	5,094円	5,562円	6,021円	6,480円
3. サービス利用に係る自己負担額	515円	566円	618円	669円	720円

イ) サービス内容による加算

1. サービス内容 とサービス利用料金	入浴介助加算 (I) (1回) (介助浴/特別浴) 400円
2. うち、介護保険 から給付される金額	360円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1 - 2)	40円

1. サービス内容 とサービス利用料 金	科学的介護推進体制加 算 (1月) 400円
2. うち、介護保 険 から給付される金額	360円
3. サービス利用 に 係る自己負担額 (1-2)	40円

ウ) 職員体制による加算

1. サービス内容と サービス利用料金	サービス体制強化加算 (Ⅲ) (1日) 60円
2. うち、介護保険 から給付される金 額	54円
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1 - 2)	6円

エ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) : 所定単位数に 17.4% を乗じた金額になります。

オ) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴った状況になった場合、  
所定単位数に 3.0% を乗じた金額になります。

ア) 要介護度及び利用時間による利用料金

\* 2割負担の方

< 8時間以上9時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護 1 9,220円	要介護 2 11,200円	要介護 3 11,200円	要介護 4 12,210円	要介護 5 13,210円
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,376円	8,160円	8,960円	9,768円	10,568円
3. サービス利用に係 る自己負担額	1,844円	2,040円	2,240円	2,442円	2,642円

< 7時間以上8時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護 1 8,940円	要介護 2 9,890円	要介護 3 10,860円	要介護 4 11,830円	要介護 5 12,780円
2. うち、介護保険から 給付される金額	7,152円	7,912円	8,688円	9,464円	10,224円
3. サービス利用に係 る自己負担額	1,788円	1,978円	2,172円	2,366円	2,556円

< 6時間以上7時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護 1 7,890円	要介護 2 8,760円	要介護 3 9,600円	要介護度 4 10,420円	要介護 5 11,270円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,312円	7,008円	7,680円	8,336円	9,016円
3. サービス利用に係 る自己負担額	1,578円	1,752円	1,920円	2,084円	2,254円



< 5 時間以上 6 間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 7,710円	要介護 2 8,540円	要介護 3 9,360円	要介護 4 10,160円	要介護 5 10,990円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,168円	6,832円	7,488円	8,128円	8,792円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,542円	1,708円	1,872円	2,032円	2,198円

< 4 時間以上 5 間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,150円	要介護 2 5,660円	要介護 3 6,180円	要介護 4 6,690円	要介護 5 7,200円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,120円	4,528円	4,944円	5,352円	5,760円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,030円	1,132円	1,236円	1,338円	1,440円

イ) サービス内容による加算

1. サービス内容とサービス利用料金	入浴介助加算 (I) (1回) 介助浴/特別浴 400円
2. うち、介護保険から給付される金額	360円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	80円

1. サービス内容とサービス利用料金	科学的介護推体制加算 (1月) 400円
2. うち、介護保険から給付される金額	320円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	80円

ウ) 職員体制による加算

1. サービス内容とサービス利用料金	サービス体制強化加算 (II) (1日) 60円
2. うち、介護保険から給付される金額	48円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	12円

エ) 介護職員等処遇改善加算 (II) : 所定単位数に 17.4% を乗じた金額になります。

オ) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴った状況になった場合、所定単位数に 3.0% を乗じた金額になります。

ウ) 要介護度及び利用時間による利用料金

\* 3割負担の方

< 8 時間以上 9 時間未満の場合 >

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 9,220円	要介護 2 10,200円	要介護 3 11,200円	要介護 4 12,210円	要介護 5 13,210円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,454円	7,140円	7,840円	8,847円	9,247円
3. サービス利用に係る自己負担額	2,766円	3,060円	3,360円	3,663円	3,963円

<7時間以上8時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 8,940円	要介護 2 9,890円	要介護 3 10,860円	要介護 4 11,830円	要介護 5 12,780円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,258円	6,923円	7,602円	8,281円	8,946円
3. サービス利用に係る自己負担額	2,682円	2,967円	3,258円	3,549円	3,834円

<6時間以上7時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 7,900円	要介護 2 8,760円	要介護 3 9,600円	要介護 4 10,420円	要介護 5 11,270円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,530円	6,132円	6,720円	7,294円	7,889円
3. サービス利用に係る自己負担額	2,370円	2,628円	2,880円	3,126円	3,381円

<5時間以上6時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 7,710円	要介護 2 8,540円	要介護 3 9,360円	要介護 4 10,160円	要介護 5 10,990円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,397円	5,987円	6,552円	7,112円	7,889円
3. サービス利用に係る自己負担額	2,313円	2,562円	2,808円	3,048円	3,381円

<4時間以上5時間未満の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,150円	要介護 2 5,660円	要介護 3 6,180円	要介護 4 6,690円	要介護 5 7,200円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,598円	3,955円	4,319円	4,676円	5,040円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,545円	1,698円	1,854円	2,007円	2,160円

イ) サービス内容による加算

1. サービス内容とサービス利用料金	入浴介助加算 (I) 1回 (介助浴/特別浴) 400円
2. うち、介護保険から給付される金額	280円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	120円

1. サービス内容とサービス利用料金	科学的介護推進体制加算 (1月) 400円
2. うち、介護保険から給付される金額	280円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	120円

ウ) 職員体制による加算

1. サービス内容とサービス利用料金	サービス体制強化加算 II (1日) 60円
2. うち、介護保険から給付される金額	42円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	18円

エ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)：所定単位数に17.4%を乗じた金額になります。  
オ) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴った状況になった場合、所定単位数に3.0%を乗じた金額になります。

☆ 「サービス利用時間」及び要介護度にもとづく利用料金は国で定められた基準です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、通所介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づく介護給付体系により計算されています。

☆ 減免のある方は、別に定めた料金とします。

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、予想される介護度に応じたサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

ケアプラン策定の済んでいない方の場合等も償還払いとなりますが、償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

備考) 上記のア、イ)、ウ)、エ)、オ) から算出した額の1割もしくは2割もしくは3割がご利用者の自己負担額となります。

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)  
以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

- ① ご利用者の栄養状態に適した食事等を提供します。

利用料金：一回あたり730円(昼食600円 間食130円)

- ② 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

- (3) 利用料金のお支払い方法

当事業所が提供する介護サービスについては、1ヶ月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、毎月28日(土日祝の場合は、翌営業日)に指定された口座から引き落としにて支払いいただきます。

- (4) サービス利用の変更・追加・中止等について

当事業所の稼働状況によりご利用者の希望期間にサービスが利用できない等の変更・追加・中止について、ご相談に応じます。

#### 7. サービス利用をやめる場合

当事業所の利用については、終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、認知症対応型通所介護サービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、認知症対応型通所介護サービス利用を終了していただくこととなります。

- ① ご利用者が死亡された場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者からサービス利用の解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から利用解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約の申し出の場合

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からのサービス解除の申し出の場合

以下の事項に該当する場合には、サービス利用の全部又は一部を解除させていただきます。

- ① ご利用者が、サービス利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者 もしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に 重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような）を繰り返すなど、サービス利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合

## 8. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命 身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、お預かりしている財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護 職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
但し、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者へのサービスの提供時において、ご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
但し、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
このことについて「個人情報使用」に関する同意書をいただき、その範囲で個人情報を使用することとします。
- ⑦ 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます  
事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
  - ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
  - ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
  - ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- ⑧ 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
  - ・事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います
  - ・当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。
- ⑨ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ・訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
  - ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます
  - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ⑩ 業務継続に向けた取り組みについて、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
  - ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
  - ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、当施設を利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 他のご利用者や当施設の職員に対し、暴力行為や、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (2) 喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 10. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。

但し、その損害の発生の原因に、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は、明らかに自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ① 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ② 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

- ⑤ 契約者の不注意等、事業者もしくはサービス従事者に過失責任のない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者

所 長 志水 満

- 苦情受付窓口（担当者）

次長兼課長（地域支援担当） 森下 美穂

総務課長 神山 伸太郎

受付時間 週月曜日～金曜日 9：00～17：00

電話番号 0790-83-2008

(2) 第三者委員会

橋本 盛方 （兵庫県社会福祉事業団監事）

9：00～17：00（土日祝、年末年始除く）

電 話078-929-5655 内線32

FAX078-929-5688（24時間受付）

宗野 義潔 （法務省保護司）

9：00～17：00（土日祝、年末年始除く）

携帯電話 090-5887-6126

吉田 邦子 （江戸町法律事務所弁護士）

9：00～17：00（土日祝、年末年始除く）

電 話078-331-0586

FAX078-331-0545（24時間受付）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

<p>○ 国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情相談窓口）</p>	<p>所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付日：月曜日～金曜日（祝日除く） 受付時間：8：45～17：30</p>
<p>○ 佐用町高年介護課</p>	<p>所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 電話番号 0790-82-2079 FAX 0790-82-0144 受付日：月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く） 受付時間：8：30～17：15</p>





指定居宅サービス（認知症対応型通所介護）の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 朝陽ヶ丘荘認知症対応型通所介護事業所

説明者役職名

氏名

説明日 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

説明場所

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、指定居宅サービス（認知症対応型通所介護）の提供開始に同意しました。

利用者

住所 兵庫県佐用郡佐用町

氏名

身元引受人

住所 兵庫県佐用郡佐用町

氏名

(利用者との続柄 )

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービス（認知症対応型通所介護）の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 兵庫県佐用郡佐用町

氏名

(利用者との関係 )